

「競漕規則・細則」新旧対照表及び改正理由（2024年4月1日発効）

朱書き及び下線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後	改正理由
<p>第1条（目的・精神）</p> <p>1 本競漕規則（以下単に「本規則」という。）は、公正・公平、かつ透明性の高い競漕環境の提供の基本となる事項を定めるとともに、<u>ボート競技</u>に携わる団体や競技参加者等の権利と責務を明らかにすることで、我国における<u>ボート</u>の競技力および国際競技力を強化し、<u>ボート競技</u>の国内普及を図ることを目的とする。</p> <p>2 本規則は、競技者（アスリートのこと。以下本文においては「競技者」の用語を用いる。）が安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に発揮し、公平公正に戦えることを目指し、国際<u>ボート</u>連盟（以下「World Rowing」と称する。）のルールを踏まえた規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などを、できる限り日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供しようとするとともに、これに参加する競技者に、世界基準の規則、慣習や考え方に習熟することで、一層の成長・向上を促そうとするものである。</p>	<p>第1条（目的・精神）</p> <p>1 本競漕規則（以下単に「本規則」という。）は、公正・公平、かつ透明性の高い競漕環境の提供の基本となる事項を定めるとともに、<u>ローイング</u>に携わる団体や競技参加者等の権利と責務を明らかにすることで、我国における<u>ローイング</u>の競技力および国際競技力を強化し、<u>ローイング</u>の国内普及を図ることを目的とする。</p> <p>2 本規則は、競技者（アスリートのこと。以下本文においては「競技者」の用語を用いる。）が安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に発揮し、公平公正に戦えることを目指し、国際<u>ローイング</u>連盟（以下「World Rowing」と称する。）のルールを踏まえた規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などを、できる限り日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供しようとするとともに、これに参加する競技者に、世界基準の規則、慣習や考え方に習熟することで、一層の成長・向上を促そうとするものである。</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>
<p>第3条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本<u>ボート</u>協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催（共催）または主管の国内大会（以下「大会」という。）は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約、あるいは大会の目的によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、大会主催者は緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 当協会に加盟する各都道府県の<u>ボート</u>協会（以下「加盟協会」という。）が主催または主管する大会も、本規則に準じて行われることを原則とし、その適用緩和や適用除外などを行う場合には、大会主催者は大会要項に明記する等し、事前に大会参加者等に周知させるものとする。</p>	<p>第3条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本<u>ローイング</u>協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催（共催）または主管の国内大会（以下「大会」という。）は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約、あるいは大会の目的によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、大会主催者は緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 当協会に加盟する各都道府県の<u>ローイング</u>協会（以下「加盟協会」という。）が主催または主管する大会も、本規則に準じて行われることを原則とし、その適用緩和や適用除外などを行う場合には、大会主催者は大会要項に明記する等し、事前に大会参加者等に周知させるものとする。</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>

改正前	改正後	改正理由
<p>第4条（大会種別等）</p> <p>1 当協会は、理事会において毎年度の大会を定め、その前年末までに公表するものとする。</p> <p>第4条（大会種別等）細則</p> <p>大会は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 主催及び共催大会</p> <p>ア 全日本選手権大会</p> <p>イ 全日本大学選手権大会</p> <p>ウ 全日本社会人選手権大会</p> <p>エ 全日本新人選手権大会</p> <p>オ 全日本中学選手権競漕大会</p> <p>カ 全日本マスターズレガッタ</p> <p>キ 全日本高等学校選手権競漕大会</p> <p>ク 全国高等学校選抜<u>ボート</u>大会</p> <p>ケ 国民<u>体育</u>大会<u>ボート</u>競技</p> <p>(2)及び(3)（省略）</p>	<p>第4条（大会種別等）</p> <p>1（同左）</p> <p>第4条（大会種別等）細則</p> <p>大会は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 主催及び共催大会</p> <p>ア 全日本<u>ローイング</u>選手権大会</p> <p>イ 全日本大学<u>ローイング</u>選手権大会</p> <p>ウ 全日本社会人<u>ローイング</u>選手権大会</p> <p>エ 全日本新人<u>ローイング</u>選手権大会</p> <p>オ 全日本中学選手権競漕大会</p> <p>カ 全日本マスターズレガッタ</p> <p>キ 全日本高等学校選手権競漕大会</p> <p>ク 全国高等学校選抜<u>ローイング</u>大会</p> <p>ケ 国民<u>スポーツ</u>大会<u>ローイング</u>競技</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p> <p>2024年から「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」へ名称変更する。</p>
<p>第14条（出漕申込等）</p> <p>1 エントリーは、大会要項に従い、下記事項を記入した当協会所定の様式・方法で提出しなければならない。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 所属団体（加盟協会に所属する<u>ボート</u>団体）名および所在地と代表者名</p> <p>(3)及び(4)（省略）</p> <p>2（省略）</p>	<p>第14条（出漕申込等）</p> <p>1 エントリーは、大会要項に従い、下記事項を記入した当協会所定の様式・方法で提出しなければならない。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 所属団体（加盟協会に所属する<u>ローイング</u>団体）名および所在地と代表者名</p> <p>(3)及び(4)（同左）</p> <p>2（同左）</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>
<p>第15条（レース組合わせの決定と告知）</p> <p>1 予選のレースの組合わせは、以下のいずれかの方法で決定し、その組合わせは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに告知される。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p>	<p>第15条（レース組合わせの決定と告知）</p> <p>1 予選のレースの組合わせは、以下のいずれかの方法で決定し、その組合わせは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに告知される。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p><u>(3) 予選の前日に大会が行われるコースでタイムトライアルを行い、そのタイムをもとに予選の組合わせを決定する。</u></p> <p><u>(4) 事前に提出された公式エルゴメーター記録をもとに予選の組合わせを決定する。</u></p>	<p>予選の特定の組に強いクルーが集まることを防ぐために、タイムトライアルでのタイム、あるいはエルゴメーター記録をもとにクルーを振り分ける方法を採用できるようにする。</p>

改正前	改正後	改正理由
<p>2 組合せ方式は、あらかじめ大会要項で公表した方式を採用する。 組合せ方法は、競漕細則で定めることができる。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>2 組合せ方式は、あらかじめ大会要項で公表した方式を採用する。 組合せ方法は、競漕細則で定めることができる。</p> <p>3 (同左)</p> <p><u>第 15 条 (レースの組合せの決定と告知) 第 2 項細則</u> <u>全日本ローイング選手権大会の組合せは、原則として、別表 2「全日本ローイング選手権大会プログレッションシステム」に基づいて決定する。</u></p>	<p>World Rowing のプログレッション・システムに準拠した「着順によって次のラウンドのレースの組合せを決める」方法を採用する。</p>
<p>第 21 条 (競技者資格の充足)</p> <p>1～3 (省略)</p>	<p>第 21 条 (競技者資格の充足)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p><u>4 漕手のジェンダーに関する問題は、当協会が設置するジェンダー問題に関する専門家組織であるジェンダー問題検討パネルでの審議結果に基づき、理事会が決定する。</u></p>	<p>我国でもいづれ起こるであろう、漕手のジェンダーに関する問題に対処するために、World Rowing の Gender Advisory Panel に倣って、専門家組織「ジェンダー問題検討パネル」を立ち上げ、その審議結果を尊重して理事会が最終判断を下すこととする。</p>
<p>第 30 条 (ユニフォーム等のクルー内統一)</p> <p>クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用しなければならない。</p> <p>第 30 条 (ユニフォーム等のクルー内統一) 細則</p> <p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 パーソナルアイテムは統一されている必要はない。</p> <p>4 及び 5 (省略)</p>	<p>第 30 条 (ユニフォーム等のクルー内統一)</p> <p>クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用しなければならない。</p> <p>第 30 条 (ユニフォーム等のクルー内統一) 細則</p> <p>1 及び 2 (同左)</p> <p>3 パーソナルアイテム (<u>別表 1 「定義等一覧表」参照</u>) は統一されている必要はない。</p> <p>4 及び 5 (同左)</p>	<p>「パーソナルアイテム」の定義の根拠となる資料を明示する。</p>
<p>第 39 条 (スタート手順)</p> <p>1 発艇 (スタート) 定刻 5 分前から発艇員による分読みが始まる。分読みは、通常英語を用いるものとするが、<u>ボート競技</u>普及を主目的とした大会等で、事前に代表者会議等で告知した場合には、日本語で分読みを行うことができるものとする。(以下省略)</p> <p>2～10 (省略)</p>	<p>第 39 条 (スタート手順)</p> <p>1 発艇 (スタート) 定刻 5 分前から発艇員による分読みが始まる。分読みは、通常英語を用いるものとするが、<u>ローイング</u>普及を主目的とした大会等で、事前に代表者会議等で告知した場合には、日本語で分読みを行うことができるものとする。(同左)</p> <p>2～10 (同左)</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>
<p>第 63 条 (厳禁事項)</p> <p>クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用</p> <p>(2) 各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ</p>	<p>第 63 条 (厳禁事項)</p> <p>クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用</p> <p>(2) 各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ</p>	

改正前	改正後	改正理由
<p>第 63 条（厳禁事項）細則</p> <p>審判長は本条 1 号について、競漕委員会は本条 2, 3 号について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置をおこなうものとする。</p>	<p>第 63 条（厳禁事項）細則</p> <p>競漕委員会は本条第 1 号、第 2 号について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。</p>	<p>令和 4 年度社員総会において本条の「規則」の改訂が承認されたが、それにもなって修正されるべき本条「細則」の改訂がなされないままになっていた。従来から（1）と（2）の違反を認定するのは競漕委員会であったので、細則の表記をそのように修正する。</p>
<p>第 70 条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 すべてのボート競技において、ドーピング規定等に違反した者は、その違反の程度および悪質度等に応じ、罰則（すべてのボート競技からの追放を含む。）が科せられることがある。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>第 70 条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 すべてのローイングにおいて、ドーピング規定等に違反した者は、その違反の程度および悪質度等に応じ、罰則（すべてのローイングからの追放を含む。）が科せられることがある。</p> <p>3 （同左）</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>
<p>第 73 条（コンプライアンスの重視）</p> <p>すべてのボート関係者（競技者、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関係規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に守らなければならない。</p>	<p>第 73 条（コンプライアンスの重視）</p> <p>すべてのローイング関係者（競技者、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関係規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に守らなければならない。</p>	<p>「日本ボート協会」から「日本ローイング協会」への名称変更に伴い、スポーツの名称としての「ボート」あるいは「ボート競技」を「ローイング」に置き換える。</p>
	<p>附則 16 本細則は 2023 年 5 月 26 日「公益社団法人日本ローイング協会理事会」において承認され、2024 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p> <p>附則 17 本規則は 2023 年 6 月 17 日「公益社団法人日本ローイング協会社員総会」において承認され、2024 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p>	